

石巻市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果及び意見を次のとおり公表します。

平成24年1月27日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 阿 部 欽一郎

- 1 監査対象部課等 河南総合支所及び桃生総合支所
(地域振興課、市民生活課、保健福祉課及び所管する行政機関)
- 2 監 査 期 間 平成23年11月30日から平成24年1月17日まで
- 3 監 査 対 象 範 囲 平成23年度一般事務及び財務に関する事務の執行
(平成23年10月31日現在)
- 4 監 査 場 所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監 査 結 果 平成23年度一般事務及び財務に関する事務の執行について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘します。
なお、軽微な誤り等については、別途指導しました。
- 6 監査結果に添える意見 監査結果において、事務等の改善を検討されたい事項が見受けられたので、別紙のとおり監査結果報告に添えて意見します。

指 摘 事 項

前回の定期監査において指導したにもかかわらず、改善が見られない事項

対象部課	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
桃生総合支所 地域振興課	現金取扱事務	領収証書の取扱事務において、領収証書表紙裏面集計欄の取扱者印及び検印の押印漏れが見受けられた。

指 摘 事 項

前回の定期監査において、監査結果に添える意見として適正な事務処理を求めたにもかかわらず、改善が見られない事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
河南総合支所 地域振興課	団体事務	<p>河南地区運行協議会に係る団体事務において、協議会の資金残高の管理を怠ったことから資金不足に陥り、結果的に担当職員による立替払いが行われたものである。</p> <p>公金の取扱いと同様、団体経理においても立替払いは本来あってはならないもので、かつ、公私混同のもとなるものであり、いかなる事情があっても行ってはならないことである。</p>
桃生総合支所 地域振興課	文書事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金交付決定通知書において、契印が押印されていなかった。 2 補助金交付申請書において、收受番号の記載がないものがあった。 3 文書収発簿において、申請書受付收受の記録や交付決定通知などの事務処理経過が記録されていなかった。
	契約事務	<p>請負業者からの消費税法に係る届出書において、收受日付印の押印漏れが見受けられた。</p>
	団体事務	<p>桃生地区住民バス運行協議会に係る経理事務において、市からの補助金収入及び預金利息に係る収入調書が作成されていなかった。</p>
桃生総合支所 保健福祉課	契約事務	<p>請負業者からの消費税法に係る届出書において、收受日付印の押印漏れが見受けられた。</p>

監査結果報告に添える意見

意見の内容

○ 石巻市住民バス運行費補助金交付要綱について（企画部）

今回の定期監査において、河南地区運行協議会に係る団体事務において、担当職員による立替払いが見受けられたことから厳に慎むよう指摘したが、その背景には、運行協議会に対する補助金の交付方法が実態と合っていない問題があるためと考えられる。

そもそも住民バスの運行は、民間の活力に依存するウェイトの高い事業であり、運営費補助金について概算払い交付は馴染まないと考えられる。バスを運行する民間が資金調達に支障を来さないよう、かつ、民間に負担をかけず住民バスの運行ができるよう、要綱の改正について検討されたい。

なお、要綱では、住民バスの定義において乗合タクシーも住民バスに含めているが、日常生活においてはバスとタクシーとははっきりと区別されており、市民感覚とのかい離がみられる。

国や県の要綱は、県や市町村を対象に制定されたもので、その概念を市民を対象とする市町村の要綱に単純に用いることは不適切であり、「市民の目線に立つての事務処理」が行われているとは思われない。